

新火葬場候補地の答申がありました



新火葬場建設検討委員会における検討の結果、6月3日(月)に片山幸士委員長から市長に対し、候補地の答申がありました。

答申では、次のとおり3件の候補地について順位付けが行われています。

第1位	丹生川町大萱129番地1ほか
第2位	清見町牧ヶ洞4418番地4ほか
第3位	新宮町3888番地1ほか

新火葬場候補地(答申内容)市民説明会

検討委員会の答申内容について説明会を開催します。

※申込不要、直接ご来場ください。

日時	場所
6月27日(木) 午後7時～	丹生川支所 防災集会室
28日(金) 午後7時～	市民文化会館 3-11講堂
7月 1日(月) 午後7時～	清見支所 大会議室

問合) 火葬場建設推進室 ☎57-7755

受章おめでとうございます。

春の叙勲



旭日双光章(地方自治功労)
中島 忠士(80) 清見町福寄

旭日単光章(林業振興功労)
内木 彦治(80) 一之宮町

瑞宝双光章(郵政事業功労)
中畑 政一(71) 千島町

瑞宝単光章(伝統工芸業務功労)
大前 弘文(80) 春日町

瑞宝単光章(消防功労)
大宮 壽(65) 丹生川町瓜田

危険業務従事者叙勲



瑞宝双光章(消防功労)
宮ノ腰 哲雄(68) 漆垣内町

瑞宝単光章(警察功労)
荒井 松男(71) 山口町

瑞宝単光章(警察功労)
船坂 秀夫(71) 江名子町

瑞宝単光章(警察功労)
古谷 盛藏(71) 清見町三日町

問合)

広報情報課

☎35-3134

なくそう! 望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～



2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行されます。この改正により、多くの人が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙となります。

①多くの施設において屋内が原則禁煙に

◎学校・児童福祉施設・病院・診療所・行政機関の庁舎等は、2019年7月1日から「敷地内禁煙」です。

※屋外に一定の要件を備えた喫煙場所を設置することは可能です。

◎飲食店、オフィス、事業所等(事務所、ホテル、旅館等)その他すべての施設は、2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。

※屋内に一定の要件を備えた喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可能です。

②20歳未満の方は、喫煙エリアへ立入禁止に

◎子どもなど20歳未満の方、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮して、受動喫煙対策を一層徹底します。

◎20歳未満の方は、従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。

③屋内での喫煙には、喫煙室の設置が必要に

◎「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設ごとに対策を講じる必要があります。

④喫煙室には標識表示が義務付けに

◎施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

⑤違反時の罰則等の適用

◎義務違反時には、指導・命令・罰則などが適用されることがあります。

問合) 健康推進課 ☎35-3160